

ダイオキシン類濃度測定結果

1.大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)

事業場 No.	事業場名	所在地		施設 No.	ダイオキシン類(排出ガス)			ダイオキシン類(燃え殻)			ダイオキシン類(ばいじん)			備考	
					試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準		
1	池田市クリーンセンター	池田市桃園2-3-2		1号炉	1	H29.9.6	0.043	5	H29.9.6 H29.12.13 H30.1.10	0.0014 0.00082 0.0038	3	H29.9.6 H29.12.13 H30.1.10	0.32 0.18 0.23	-	ばいじんは薬剤処理
				2号炉	2	H29.5.17	0.58	5	H29.5.17 H29.12.13	0.0043 0.00082	3	H29.5.17 H29.12.13	0.23 0.18	-	ばいじんは薬剤処理
				3号炉	3	H30.2.21	0.042	5	H30.1.10	0.0038	3	H30.1.10	0.23	-	ばいじんは薬剤処理
2	池田市下水処理場	池田市ダイハツ町3-1		4	H29.5.16	0.000037	5	-	-	-	H29.11.2	0.00000029	3	流動床炉 (燃え殻は発生しない)	
3	箕面市環境クリーンセンター	箕面市粟生間谷2898-1		A炉	5	H29.7.21	0.000089	1	H29.5.15	0.0029	3	H29.4.17 H29.7.3 H29.10.10 H30.1.12	0.77 0.72 0.85 0.90	-	・燃え殻はB炉と混合 ・ばいじんは全施設混合 ・ばいじんは固化処理 ・排出ガスは動物炉と混合
				B炉	6	H29.9.26	0.0067	1						3	-
				動物炉	7	H29.7.21	0.000089	10	H29.5.15	0.0079	3			-	・排出ガスはA炉と集合 ・ばいじんは全施設混合 ・ばいじんは固化処理

- ・本表の「基準」とは、法第8条及び規則附則第2条に基づく排出基準をいいます。
  - ・施設の構造により燃え殻又はばいじんが発生しないなど測定対象物がない場合、測定結果欄に「-」と記載。
  - ・排ガスの集合処理や、燃え殻・ばいじんの混合処理などを行っている場合は、備考欄にその旨記載。
- ※当年度は未報告の施設はありませんでした。

ダイオキシン類濃度測定結果

2.水質基準適用事業場

事業場No.	事業場名	所在地	特定施設の種類	試料No.	試料採取日	ダイオキシン類(排水)		備考
						測定結果 (pg-TEQ/L)	基準	
1	池田市下水処理場	池田市ダイハツ町3-1	灰の貯留施設 廃ガス洗浄施設 下水道終末処理施設	1	H29.5.26	0.00047	10	

・本表の「基準」とは、法第8条及び規則附則第2条に基づく排出基準をいいます。